

仮想通貨に関するトラブルに注意!

～リスクを十分に理解して利用しましょう～

<相談事例>

知人から、仮想通貨への投資を勧められた。今、投資すれば2か月後には10倍になると言われて、100万円を投資した。しかし、3か月経っても一向に値上がりしない。話が違うと思い、事業者に戻金を求めたが、いつまで経っても支払った金額が戻ってこない。



★アドバイス

- ◎ 仮想通貨とは、インターネット上で自由にやりとりされ、通貨のような機能を持つ電子データです。価格は変動することがあり、価格が急落し、損をする可能性もあります。
- ◎ 平成29年4月に改正資金決済法が施行され、円などの法定通貨と仮想通貨との相互交換は、国に登録された事業者のみができることとなりました。取引を検討している事業者が登録事業者か、金融庁ウェブサイトを確認しましょう。ただし、登録されていても、取引にリスクがないということではありません。

《仮想通貨交換業者登録一覧はこちら》

- 金融庁ホームページ

http://www.fsa.go.jp/policy/virtual_currency/index.html

《仮想通貨を含む金融サービスに関するご相談はこちら》

- 金融サービス利用者相談室 0570-016811

平日 10:00-17:00

※IP 電話・PHS からは、03-5251-6811 におかけください。

- ◎ 知り合いや事業者から「将来必ず値上がりする」などと説明されてもうのみにせず、価格変動リスクや元本割れのリスクがあることを十分に理解して、利用するようにしましょう。

- ◎ 仮想通貨の不審な勧誘に関するご相談は、お近くの消費生活センターへ。



★消費者ホットライン (最寄りの消費生活センター・相談窓口につながります)

い や や!

(局番なし) 188 泣き寝入り!

★福岡県消費生活センター 092-632-0999

相談時間 月～金曜日9:00～16:30 / 日曜日10:00～16:00